

市町村男女共同参画計画策定の手引



平成25年3月

高知県文化生活部 県民生活・男女共同参画課

はじめに

県では、男女共同参画社会の実現を目指して、「こうち男女共同参画プラン」等に基づき、こうち男女共同参画センター「ソーレ」などと連携しながら、意識啓発や人材育成など、様々な取組を進めてきました。

しかしながら、県民意識調査（平成21年）では、男女平等意識に関して65%の人が「社会全体で男性の方が優遇されている」と回答していることや、審議会等の委員への女性の参画が十分に進んでいないこと、さらに年間500件を超えるDV相談が女性相談支援センターに寄せられているなどの状況を見ますと、なお一層の取組が必要と考えています。

今後、男女共同参画をさらに効果的に進めるためには、地域における取組が重要となります。その際には、地域の実情に応じた施策を、総合的かつ計画的に推進するための計画の策定が有効です。

男女共同参画社会基本法では、「市町村は、（国の）男女共同参画計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければならない。」と規定していますが、県内市町村のうち計画を策定しているところは、現時点で半数にとどまっています。

県では、これまでNPOと協働して、市町村における講演会の開催や広報の実施など、その取組を支援してきましたが、このたび、計画策定を支援するために本手引を作成しました。

まだ計画を策定されていない自治体、策定されていても改定の時期にある自治体におかれましては、この手引を参考に計画を策定され、男女共同参画を積極的に進めていただくことを期待します。

平成25年3月

高知県文化生活部 県民生活・男女共同参画課

※本手引の活用について

I～Ⅲは、計画策定に当たっての心構えや事前準備などです。具体的な計画の体裁や内容については、Ⅳを参考にしてください。

目 次

I	計画策定にあたって	1
1	なぜ男女共同参画計画の策定が必要なのでしょう	1
2	市町村の実情に応じた計画策定の取組	1
II	計画策定の心構え	3
III	計画策定のために必要と思われる作業	4
1	策定前の作業	4
(1)	予算措置	4
(2)	データの収集と分析	4
(3)	有識者による検討	5
(4)	役場内の体制整備	5
(5)	パブリックコメント	6
(6)	住民との意見交換会	6
(7)	議会への説明	6
2	策定後の作業	7
(1)	住民への広報	7
(2)	計画の進捗管理	7
3	策定までのスケジュール	8
IV	計画の内容を考えましょう	10
1	まず、構成を考えましょう	10
2	各項目の内容を考えましょう	11
第1	基本的な考え方	11
1	計画策定の趣旨	11

2	計画の性格	11
3	計画期間	11
4	進行管理と目標値等	12
第2	計画策定の背景	12
1	〇〇市の概況	12
2	これまでの取組	12
3	社会情勢の変化	13
第3	計画の推進	14
1	取組の体系	14
2	基本理念	15
3	基本目標、施策及び具体的な取組	15
(1)	目標1 人権の尊重と男女共同参画社会への意識づくり	15
(2)	目標2 男女の異なる慣行や待遇の見直し	18
(3)	目標3 あらゆる分野への参画促進と支援体制の整備	18
(4)	目標4 男女間のあらゆる暴力の根絶	21

資料編：各種作業事例、データの出所等

- 1 住民意識調査の方法
- 2 各課との意見調整
- 3 住民への広報
- 4 基礎資料の収集及び整理
- 5 指標の設定

I 計画策定にあたって

1 なぜ男女共同参画計画の策定が必要なのでしょう

男女共同参画社会は、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会であり、その実現は21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けられています。

人は誰もが一人の人間として尊重され、伸びやかで充実した人生を送る権利がありますが、性別役割分担意識にとらわれた考え方や行動は、女性への人権侵害につながるだけでなく、個人の多様な生き方の可能性を狭め、自立を妨げています。

そのため、人権の尊重を前提とした男女の対等な関係を目指し、性別役割分担意識に基づく制度や慣行の解消に努めていくことが必要です。

また、男女間の暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要課題です。

さらに、男女共同参画社会の実現は、過疎化・高齢化対策を考える上で避けて通れない課題となっています。特に人口の自然減、高齢化が全国に先駆けて進んでいる高知県において、今後、多様で活力ある地域づくりを進めていくために、地域に住む女性や男性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を形成する必要があり、あらゆる分野で男女の参画が求められています。

このような男女共同参画の重要性を認識し、取組を進めていくうえでは、男女共同参画の状況が地域によって異なることや、男女共同参画の推進に関する施策が、広範多岐にわたることから、各般の行政領域にまたがる施策を、整合性をもって効果的に推進するために、男女共同参画計画の策定が効果的です。

2 市町村の実情に応じた計画策定の取組

市町村、とりわけ中山間地域と言われる漁村・山村・農村地域では、昔からの男女の仕事の分野や習慣が異なります。このため、地域の実情に応じて個性あふれる計画内容にしていく必要があります。

また、計画を策定すること自体もちろん重要ですが、計画内容に実効性を持たせるためには、行政だけでなく、地域にある様々な団体や住民が力を合わせ、地域の力を生かす必要があります。男女共同参画という視点から課題や問題点を見つけ、協働して改善していくことこそが、計画の真の目的です。

確認しよう！

男女共同参画が目指す地域の姿

家庭で、職場で、集落・町内会等で、
男女共同参画が目指す地域の姿ってどんなもの？

○家庭で

女性も男性も一人ひとりが家族として責任をもち、家事も育児も介護も共に助け合いながら暮らしています。



○職場で

採用や登用・賃金などの男女格差が解消され、男女共に育児・介護休業を積極的に利用して、それぞれの個性や能力を發揮しワーク・ライフ・バランスのとれた働き方をしています。



○集落・町内会等で

町内会にも男女が参画して一緒に決定し、老若男女が共に地域の清掃や子育てサークルに参加し、豊かな地域をつくっています。



これは自分たちの住んでいる地域で、一人ひとりの人権が守られ、だれもが豊かに暮らせる男女共同参画社会の姿の一例です。

このような社会を目指すうえで、まずは、行政と住民との協働で男女共同参画社会を進めていくための行動指針ともなる「男女共同参画計画」をつくっていきましょう！

Ⅱ 計画策定の心構え

計画策定にあたり、心に留めていただきたいことを書き出しましたので、参考にしてください。

- (1) 計画は、地域の実情を踏まえた、特色あるものを目指しましょう。
- (2) 自治体で男女共同参画条例を制定している場合は、その趣旨に沿ったものであることが必要です。
- (3) 自治体内の他の計画との調整や連携も必要です。
- (4) 住民意見の反映に努めましょう。
- (5) 勘案すべき国や県の計画などを、じっくり読み解きましょう。
- (6) 社会情勢の変化等をふまえた、地域の現状と課題をしっかりと把握しましょう。
 - 感覚や印象でなく、できる限り数値で把握するようにします。
- (7) 把握した課題への対応策を、一つひとつ検討しましょう。
 - 抽象的でなく、本質をついた効果の上がる取組を検討しましょう。
 - 5W1Hを明確にしましょう。
 - インプット（取組）とアウトプット（結果）だけでなく、アウトカム（成果）を意識しましょう。
- (8) 計画全体の構成と、取組の体系を頭において作業しましょう。
- (9) 関係課、団体との役割分担を明確にし、連絡調整に努めましょう。
- (10) 進行管理をしっかりと行いましょう。
 - PDCAサイクルを働かせるとともに、必要なものは翌年度予算への反映に努めましょう。

Ⅲ 計画策定のために必要と思われる作業

とりあえず必要と思われる作業を列記しました。必要に応じて取捨選択していただいても結構です。

1 策定前の作業

(1) 予算措置

計画を策定するための作業項目を把握し、必要な予算措置を行います。
主な費用は以下のとおりです。

○住民意識調査経費

調査対象者数により、アンケート用紙の作成や送料（返信用を含む）が大きく変更になるので、調査の方法等について十分に検討しましょう。

○検討会議の開催経費

検討会委員の謝金や旅費、会議室の借上げ料などです。旅費は、遠方から招集する場合などを想定した経路・手段等を検討しましょう。

○計画（概要版含む）の印刷費

本編のほか、なるべく概要版を作成しましょう。

概要版は、計画の説明や会議資料、また、住民への周知など、広く活用できるため、戸別配布や住民説明会など、広報の方法を検討し、印刷代を計上しましょう。

(2) データの収集と分析

市町村における男女共同参画に関する状況について、データを収集し、分析することが重要です。一般的には、以下の方法で行います。

① 住民意識調査の実施

地域の住民が、男女共同参画に関係する項目についてどのように考えているか、市町村全体及び男女別・年齢別に把握するため、成人を対象とするアンケート調査を行います。

☛資料編1 ページ参照

② 男女共同参画に関する基礎資料の収集及び整理

市町村における女性を取り巻く環境変化や実態等を把握するため、市町村の男女共同参画に関するデータ（統計資料・行政資料等）を収集し、整理・分析します。

また、男女共同参画社会形成に向けたこれまでの歩みについて、世界、国、県、市町村それぞれの動きを整理します。 ▶資料編 15 ページ参照

(3) 有識者による検討

計画に、各分野や地域の「声」を反映させるために、有識者や住民代表で組織する検討会議を開催します。

○検討会議の委員の構成

検討会の委員は、広範囲にわたる施策に対して意見を聴取するため、各分野の見識者等から選出します。また、委員の構成は年代・男女の比率、選出地域等を考慮してバランスよく選出することが重要です。

○検討会議の開催

検討会議は、計画策定開始時に第1回目を開催し、その後、作業の進捗状況を見ながら中間報告、計画案の検討など、最低3回以上は開催することが望ましいでしょう。

検討会議の日程・スケジュール例 ～4回開催の場合～

- ・第1回（7月）：計画策定作業について
計画策定の背景と意義、スケジュール確認、住民意識調査の内容の検討 など
- ・第2回（9月）：各種調査結果について
各種調査の分析結果からみた課題、基本理念、基本目標の検討 など
- ・第3回（12月）：計画の基本的な考え方について
基本理念、基本目標に基づく施策の検討 など
- ・第4回（2月）：計画の内容について
計画案の承認

(4) 役場内の体制整備

①本部会等の設置

【本部会議】

- ・「本部会議」は、計画の決定機関であり、また、計画策定後は取組の進捗を管理する機関となります。既存の会議を利用することも可能です。
- ・首長や副市町村長など、行政機関における決定権を持つ役職を長とします。
- ・各部局の長等を構成員とします。

【幹事会（ワーキンググループ）】

- ・各分野において詳細な計画内容を検討していくため、本部会の下に、事務担当者レベルの幹事会（ワーキンググループ）を設置することも有効です。
- ・関係各課の長や、担当者と組織します。

②各課との意見調整

役場内の各部署（分野）の既存事業を、男女共同参画の視点から見直し、必要に応じて事業の拡充や新設等を検討するため、各課の現状や意見について意見調整を行います。

☛資料編 11 ページ参照

（5）パブリックコメント

- 計画の素案を、検討会議の意見、庁内調整を踏まえて、まとめた段階で公表し、パブリックコメント（住民意見募集）を実施します。
- パブリックコメントは、多様な意見や情報、専門的な知識等を広く求め、行政の施策形成過程に反映させることで、行政運営の公平性の確保や透明性を向上させることを目的としています。
- パブリックコメントの意見募集期間は、少なくとも1か月以上とします。
- パブリックコメントの実施を広く周知するため、様々な手段で広報を行います。
 - ・広報紙に記事を記載する。
 - ・HP（ホームページ）に記事を記載する。
 - ・役場や支所等に、パブリックコメント実施要綱・計画の素案を備え付ける。
- 意見の提出方法は、郵便、ファクシミリ及び電子メールが考えられます。
また、標準的な意見提出様式を示すことも必要です。
- 聴取した意見への対応については、必要に応じて、関係する庁内各課と調整した上で、実施機関としての考え方を示します。
また、意見の対応について、庁外機関である諮問機関に示して、合意を得ることも重要です。

（6）住民との意見交換会

計画の素案について、より直接的に住民に説明し、また、意見を聴取するため、パブリックコメントの他に、住民との意見交換会を開催することも有効です。
※素案作りの前に、意見交換によって意見を調整する方法もあります。

（7）議会への説明

住民の代表である議会に対しても、適宜報告するなど、説明責任を果たすことが重要です。

2 策定後の作業

(1) 住民への広報

- 計画策定期間中及び策定後は、男女共同参画に関する意識啓発の絶好の機会です。
- 策定した計画を公表することで、男女共同参画社会の必要性の周知につながります。
また、アンケート調査の結果や、検討会議での計画内容の検討など、計画策定のプロセスに応じた作業状況を随時住民に報告することも、意識啓発に効果があります。

■資料編 14 ページ参照

(2) 計画の進行管理

- 計画は進行管理が重要です。進行管理は、PDCAサイクルに基づいて行います。
 - P：各年度における事業計画、次期計画の策定・見直し
 - D：計画に基づいた施策の展開
 - C：実績（施策内容・指標）の確認→諮問機関の意見を聴取
 - A：次年度以降の事業を改善（Cの結果の反映・活用、次年度予算への反映）
- 担当事務局・本部会議・検討会議が、それぞれの役割を持って進行状況を管理します。
 - ・担当事務局：男女共同参画の視点を持って、庁内の事業展開を確認し、調整を行います。複数の部局にわたる事業分野については、連携や協力を図ります。
 - ・本部会議：計画策定後も男女共同参画社会の形成に向けて、様々な決定を行うとともに、庁内一丸となって取り組んでいくための共通認識を持つ場です。
本部会議において、事業展開及び進行状況の確認、部局間の調整、方向性等の決定などを行います。
 - ・検討会議：計画の策定に携わってもらった有識者等の方々に、策定後は進行状況を定期的に確認してもらうことも、一つの方法です。

3 策定までのスケジュール

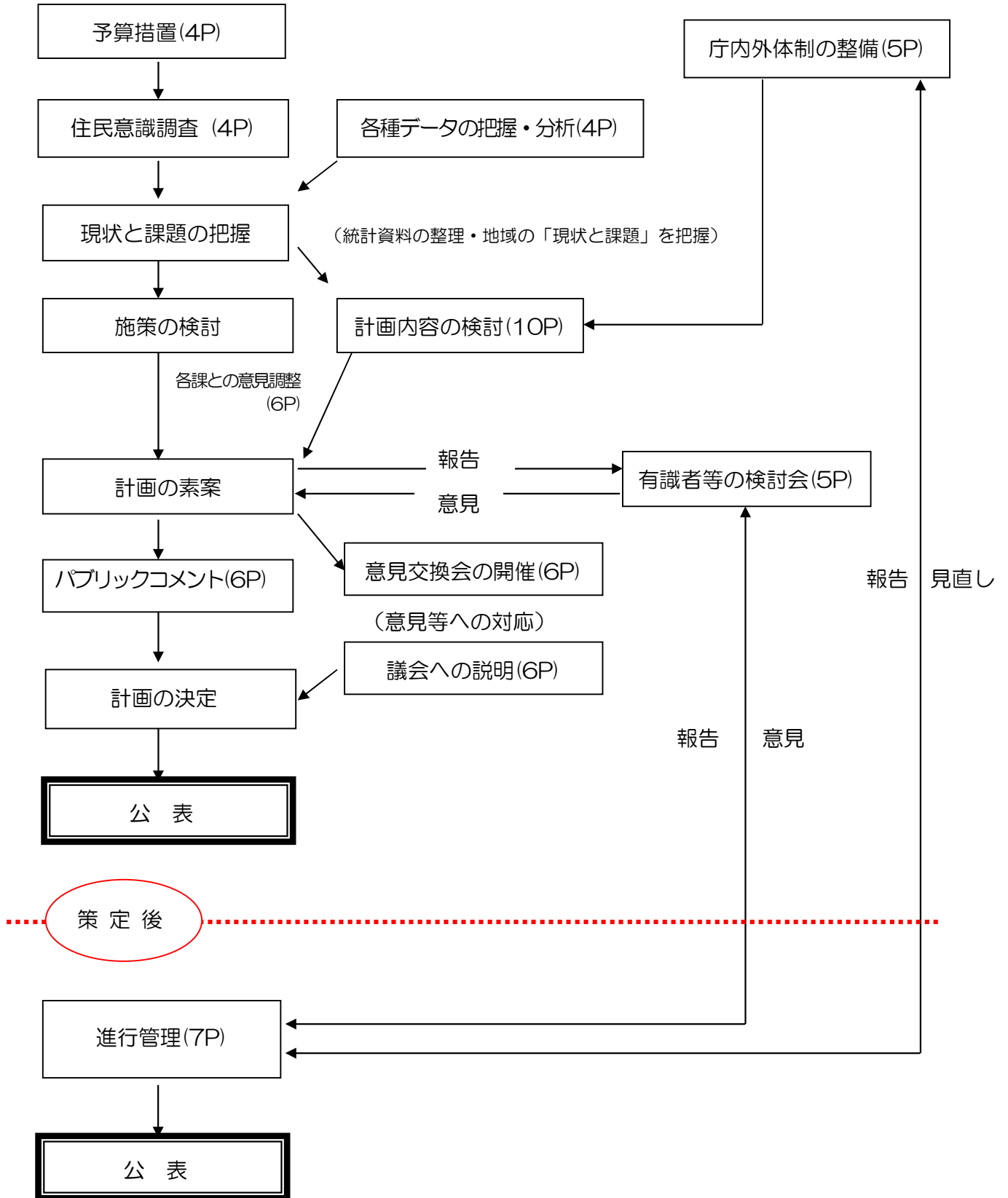
- スケジュールは準備期間も含めて1～2年を目標とします。
- 計画決定の時期や会議の回数・時期等を決めておきます。
- 関係各課にスケジュールを周知し合意を得ておきます。

～策定期間が1年の場合の作業スケジュール例～

作業内容	数量	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
基礎資料の収集及び整理		←→									
各課との意見調整			←→ 計画の取組照会			←→ 計画案に対する意見調整					
住民意識調査(分析)				←→							
計画策定過程の情報開示	3回		○	○						○	広報紙
計画策定委員会の開催	4回		第1回			第2回		第3回	第4回		
計画の策定						←→					

(策定期間が単年度の場合は、前年度に住民意識調査を行うことが望ましい)

～策定スケジュール（フロー）～



IV 計画の内容を考えましょう

Ⅱの心構えや、Ⅲの作業を経て、策定する計画の内容を考えましょう。

1 まず、構成を考えましょう

ここでは、具体的な構成例を紹介します。

あくまでも例ですので、各市町村で分かりやすい構成を考えてください。

【構成例】

第1 基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の性格
- 3 計画の期間
- 4 進行管理と目標値

第2 計画策定の背景

- 1 ○○市の概況
- 2 これまでの取組
- 3 社会情勢の変化

第3 計画の推進

- 1 施策の体系
- 2 基本理念
- 3 基本目標、施策及び具体的な取組

第4 資料編

2 各項目の内容を考えましょう

1で考えた構成に、肉付けをしていきましょう。
ゴシック体の記述は、記載内容の例をあげています。

第1 基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

最初に、男女共同参画社会とはどういう社会か、なぜ、男女共同参画社会の実現が必要なのかを述べたうえで、計画策定の経緯や必要性などを説明するとよいと思います。

記載内容については、1ページのI-1を参考にしてください。

2 計画の性格

【記載例】

- ・男女共同参画社会基本法では、市町村は国の男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における「市町村男女共同参画計画」を定めるよう努めることが規定されていること。
- ・この計画は、同法に基づき、男女共同参画社会づくりに向けた取組を総合的かつ計画的に行うための基本的な計画であること。
- ・住民の皆さんからのいただいた意見や、〇〇会議(諮問機関)の意見などをもとに、男女共同参画社会の実現に向けた課題の整理と、その取組の方向及び内容を示したものであること。
- ・事業の進捗や効果を明確にするため、目標値やモニタリング指標を設定していること。
- ・行政全体の目指すべき方向性を示す、当自治体の総合計画においても、男女共同参画についての項目が記載されていること。
- ・本計画中の「基本目標4 あらゆる暴力の根絶」に係る取組は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」第2条の3第3項に基づく、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」(市町村基本計画)に位置付けるものであること。

☛21 ページ参照

などの記載が考えられます。

3 計画期間

【記載例】

この計画の期間は、〇〇年度から〇〇年度までの〇か年間とします。

4 進行管理と目標値等

計画を着実に実行するには、進行管理が必要です。

また、可能であれば目標値やモニタリング指標を設定します。

【記載例】

- ・このプランに基づく事業の実施状況は、毎年調査し公表します。
- ・計画の取組を着実に進めていくために、PDCAサイクルを適用することとし、役場内の男女共同参画推進本部や〇〇会議（諮問機関）に報告し、意見を求めるなどして、検証と見直しを行っていくこととします。
- ・目標値等は、毎年の進行管理の中で最新の数値を把握、公表し、男女共同参画を行政や住民の皆さんと協力して推進するためのよりどころとします。

などの記載が考えられます。

第2 計画策定の背景

1 〇〇市の概況

市町村の姿を記載してください。

人口や世帯数、人口動態、年齢別人口や婚姻件数の推移、世帯の状況、女性の就業率等の統計資料を、グラフにするなどして、説明するとよいと思われます。

2 これまでの取組

市町村の男女共同参画の取組を記載してください。

場合によっては、国や県の取組も記載します。以下は国や県の取組の記載例です。

【記載例】

- ・国においては、男女がともに一人の人間として尊重され、それぞれの個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の形成に向けて、平成11年6月に男女共同参画社会基本法を制定し、取組を進めてきたこと。
- ・国においては、男女共同参画社会の形成が一層加速されるよう、実効性のあるアクション・プランとして、平成22年12月に第3次男女共同参画基本計画が策定されていること。
- ・県では、国の動きにあわせ、平成15年に「高知県男女共同参画社会づくり条例」を制定したこと。
- ・県では、「高知県男女共同参画社会づくり条例」の制定を契機に、平成16年に「こうち男女共同参画プラン」を改定し、現在は平成23年3月に改定したプランにより、男女共同参画の取組を推進していること。

3 社会情勢の変化

男女共同参画の推進に関わりがあると考えられる社会情勢の変化を、地域の状況も含め記載してください。

場合によっては、国や県の取組も記載します。

【記載例】

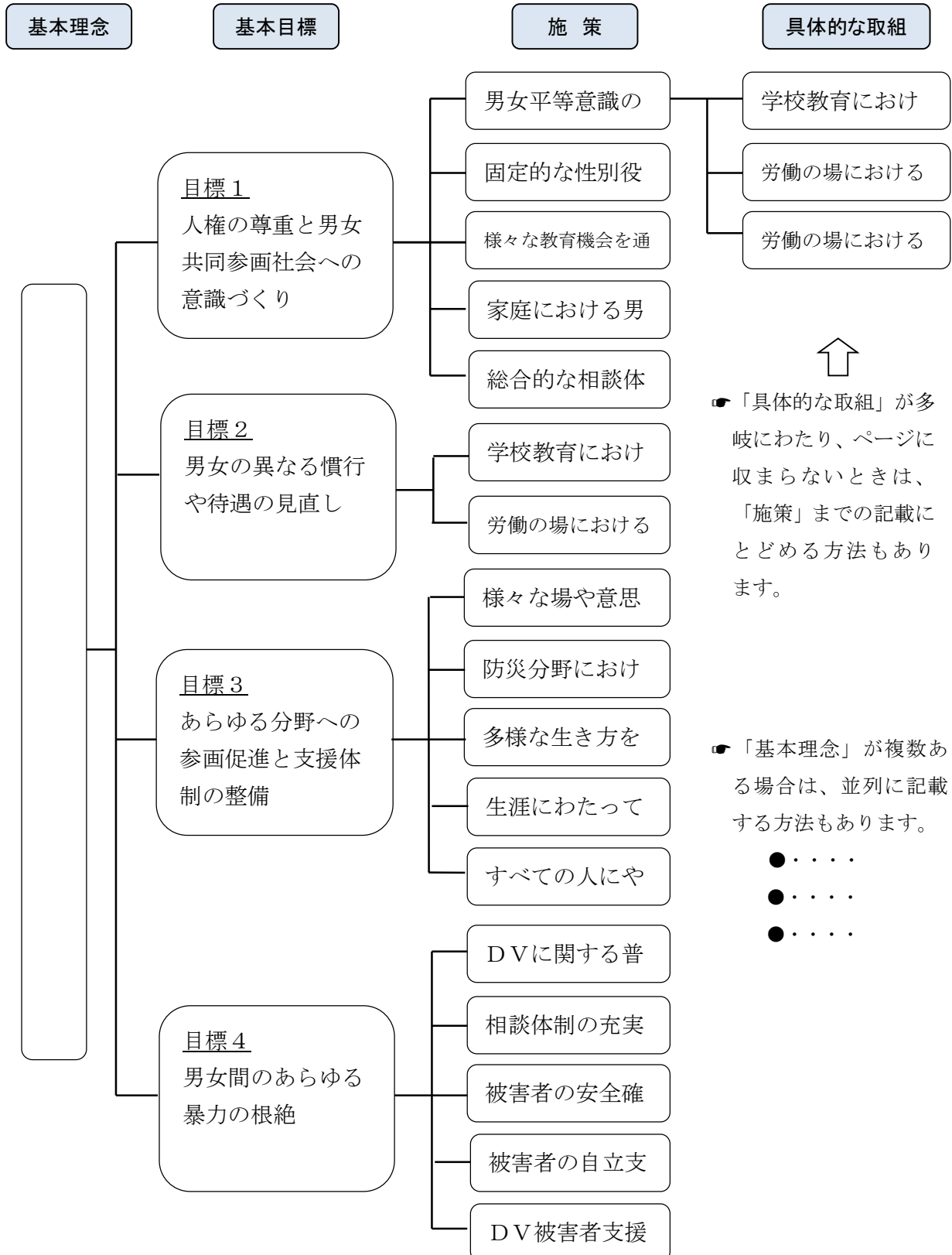
- ・我が国では、世界的に見ても極めて低い出生率と急激な高齢化により、総人口や労働力人口が減少していること。そうした中、女性の潜在的な労働力をどう生かすかが大きな課題となっていること。
- ・未婚・離婚の増加による単身世帯やひとり親世帯の増加、個人の職場・家庭・地域等への帰属意識の多様化等に伴い、地域社会における人間関係の希薄化などがみられること。
- ・全国に先駆けて少子高齢化や過疎化が進行している本県では、地域での支えあいの力が弱まっているとの指摘があること。
- ・長引く経済の低迷や雇用情勢の悪化により、失業者や非正規労働者など、さまざまな困難に直面する人々が増加していること。
- ・仕事だけでなく、さまざまな余暇活動や地域活動、生涯学習などの生活も重視する志向が高まるなど、個人の価値観やライフスタイルの多様化が進んでいること。
- ・近年の国際化の進展に伴い、県内で暮らす外国人が増加しており、そうした方々への配慮が必要となっていること。

などの記載が考えられます。

第3 計画の推進

1 取組の体系

施策の体系列を紹介します。



2 基本理念

市町村における男女共同参画推進の基本理念を記載してください。

男女共同参画条例を定めている市町村においては、条例の基本理念と合致していることも必要です。

参考までに、最近、計画を改定した自治体の基本理念の例を紹介します。

例1：「市民一人ひとりが輝くまち」（土佐市）

例2：「女だから男だからではなく 自分らしく いきいき のびのび
そんな南国市をめざして！」（南国市）

3 基本目標、施策及び具体的な取組

- ① 2の基本理念を達成するために、取組の柱となる基本目標をいくつか掲げます。
- ② そして、基本目標毎に、「基本的な考え方」と、「現状と課題」を整理します。
- ③ 「基本的な考え方」では、基本目標に係る必要性などの認識を整理します。
- ④ 「現状と課題」では、
 - ・これまでどのような取組を行ってきたか。
 - ・その結果として、現状はどうなっているか。住民意識調査の数値や各事業における相談件数等、できる限りデータを用いて分析しましょう。
 - ・そして、現状をふまえた課題を整理しましょう。

【記載例】

〇〇〇については、これまで、〇〇〇するとともに、〇〇〇や〇〇〇などに取り組んできました。

その結果、〇〇〇の件数は、〇〇〇で増加傾向にあり、〇〇〇が問題となっています。

また、住民意識調査(平成〇年〇月実施)によると、〇〇〇しているものの、〇〇〇が見られます。 できる限り、データを用いて、現状を具体的に分析しましょう。

こうしたことから、〇〇〇とともに、〇〇〇や〇〇〇などにより、〇〇〇する必要があります(することが課題となっています)。

- ⑤ 「施策と具体的な取組」では、「現状と課題」をふまえて必要な施策を導き出し、施策毎にその方向性と具体的な取組を記載します。
その際、目標値やモニタリング指標を設定できるものは、あわせて定めましょう。

(1) 目標1 人権の尊重と男女共同参画社会への意識づくり

【基本的な考え方】

【記載例】

- ・人権の尊重は男女共同参画社会の基本理念であり、個人の尊重なくして男女がその

個性と能力を発揮していくことはできないこと。

- ・女性も男性もともに責任を分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を発揮できる男女共同参画社会づくりを目指すこと。

などの記載が考えられます。

【現状と課題】

3-④の【記載例】を参考にしてください。

【施策と具体的な取組】

①施策1：男女平等意識の啓発

【記載例】 男女共同参画社会を実現するため、男女共同参画社会の理念や内容の普及啓発に努めます。その際、男女共同参画の拠点である男女共同参画センター「ソーレ」との連携・活用も図ります。

(具体的な取組)

取組項目	内 容	所管課
テーマ別セミナーの実施		
男女共同参画に関する各種調査の実施		
広報等行政刊行物における男女不平等な表現の見直し		
「ソーレ」の出前講座や講師派遣の活用		

(目標値)

項 目	現状（平成○年度）	目標値（平成○年度）

(モニタリング指標)

項 目	平成○年度	平成○年度

②施策2：固定的な性別役割分担意識の是正

【記載例】 長い時間をかけて形づくられてきた固定的な性別役割分担意識を解消し、人権尊重の意識を育てるよう啓発に努めます。

(具体的な取組)

取組項目	内 容	所管課
男女共同参画に関する啓発資料の作成		

③施策3：様々な教育機会を通しての男女平等の意識づくり

【記載例】さまざまな教育や研修の機会を通して、男女共同参画に対する意識の向上を図ります。

(具体的な取組)

取組項目	内 容	所管課
教職員研修の充実		
性教育の充実		
男女共同参画に関する児童・生徒の意識調査の実施		
市職員への男女共同参画に関する研修の充実		

④施策4：家庭における男女平等の意識づくり

【記載例】家庭における固定的な男女の役割意識を改め、男女共同参画の理解を促進します。

(具体的な取組)

取組項目	内 容	所管課
男女の共同意識、女性の意識向上のための啓発		

⑤施策5：総合的な相談体制と拠点施設の整備

【記載例】女性問題や男性問題に関する相談窓口を設けます。

(具体的な取組)

取組項目	内 容	所管課
女性問題・男性問題に関する相談窓口の開設		

(2) 目標2 男女の異なる慣行や待遇の見直し

【基本的な考え方】

【記載例】

- ・職場や家庭、地域、学校などあらゆる場面において、性別による固定的な役割分担意識に基づく諸制度や慣行が、男女の主体的で自由な生き方の選択を制約しないよう、制度の見直しが必要であること。

などの記載が考えられます。

【現状と課題】

3-④の【記載例】を参考にしてください。

【施策と具体的な取組】

①施策1：学校教育における慣行の見直し

- 【記載例】子どものころから男女平等意識を育てていくため、学びの場における慣行を見直します。

(具体的な取組)

取組項目	内 容	所管課
名簿等における男女の取扱いの改善		
学校生活・学校運営での慣行の見直し		

②施策2：労働の場における男女の機会均等と待遇の確保

- 【記載例】女性と男性が対等で平等に働くことができるような環境づくりに努めます。

(具体的な取組)

取組項目	内 容	所管課
労働関係法令や制度の普及啓発		
家族経営協定締結の促進		

(3) 目標3 あらゆる分野への参画促進と支援体制の整備

【基本的な考え方】

【記載例】

- ・これまで男性主体であった分野も含め、あらゆる場への男女共同参画を促すためには、育児・保育サービスや介護サービスなどの条件整備や、各種研修や相談窓口など支援体制の整備が必要であること。

などの記載が考えられます。

【現状と課題】

3-④の【記載例】を参考にしてください。

【施策と具体的な取組】

①施策1：様々な場や意思決定過程への男女共同参画

【記載例】 ものの見方の多様性を確保し、新しい発想を促すため、意思決定過程への男女共同参画を促進します。

(具体的な取組)

取組項目	内 容	所管課
自治組織の育成と活性化		
委託業務の女性割合の増大		
各種委員会への女性委員登用の促進		
市女性職員の採用及び登用		

②施策2：防災分野における男女共同参画の推進

【記載例】 東日本大震災等の例から分かるように、被災時の避難所運営に女性の視点を反映させることや、防災における意思決定の場へ女性が参画することが重要です。そのため、南海トラフ地震をはじめとする災害への対応において、男女共同参画を推進します。

(具体的な取組)

取組項目	内 容	所管課
防災会議委員への女性の参画の促進		
市職員に対する災害時の女性の人権尊重及び男女共同参画推進に関する研修の実施		
住民に対する災害時の女性の人権尊重に関する講座の開催		

③施策3：多様な生き方を可能にする条件整備

【記載例】 男性の育児参加や農業分野への女性の参画など、女性も男性も多様な生き方を可能にする環境づくりに努めます。

(具体的な取組)

取組項目	内 容	所管課
妊婦夫教室、育児相談		
男の料理教室・父親教室の実施		
保育サービスの充実		
子育てに関する家庭支援の推進		
労働情報の提供		
女性農業リーダーの育成と支援		
学習リーダーの育成・登用		
女性団体との連携強化		
各種相談窓口の設置、連携		

④施策4：生涯にわたっての健康な心とからだづくり

【記載例】 女性が安心して妊娠し、出産期を過ごせるような環境や、女性と男性が生涯を通じて健康に生きることができる環境を整えます。

(具体的な取組)

取組項目	内 容	所管課
母子保健サービスの充実		
母性保護の普及啓発		
妊産婦の健康診査の充実		
健康づくり事業に男性の参画を促進		

⑤施策5：すべての人にやさしい福祉の充実

【記載例】 介護が必要な状態となっても、地域で安心して暮らせるような環境を整えます。

(具体的な取組)

取組項目	内 容	所管課
介護サービス体制の充実		
家族介護者交流事業		
食生活改善事業		
介護予防、生きがい対策の充実		

(4) 目標4 男女間のあらゆる暴力の根絶

～配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画～

- ☛ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項では、市町村は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」（市町村基本計画：以下「DV基本計画」）を定めるよう努めることが規定されています。

このDV基本計画は、男女共同参画基本計画とは別に定めることが一般的ですが、DV基本計画に掲げる内容は、この目標4のそれと、多くの部分で一致すると考えられますので、目標4に、DV基本計画に盛り込むべき事項を記載することで、目標4の部分で、DV基本計画として位置付けていただいても結構です。

【基本的な考え方】

【記載例】

- ・男女間の暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女が平等で、お互いの尊厳を重んじ、対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を、大きく阻害するものであること。
- ・配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス:DV)は、被害者はもとより、その子どもなど家族の心身にも深刻な影響を及ぼすこと。
- ・DV被害者は、自らの意思に基づき、安全に、安心して、自分らしい生活を営む権利があること。
- ・DVの防止と、自立支援を含む被害者の適切な保護を図ることは、国、県、市町村の責務であること。
- ・DVをはじめとする暴力を許さない社会を実現するためには、住民の皆さんをはじめ、国、県、市町村、民間団体等の連携と協力が不可欠であること。
- ・基本目標4「男女間のあらゆる暴力の根絶」については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3第3項に規定する「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画」（市町村基本計画）に位置付けるものであること。（☛ このように位置付ける場合のみ記載）

などの記載が考えられます。

【現状と課題】

- ・〇〇町においては、女性の悩み相談とDV被害者支援のため、相談室を設置し、電話相談の専用回線も開設し、相談事業に取り組んできました。

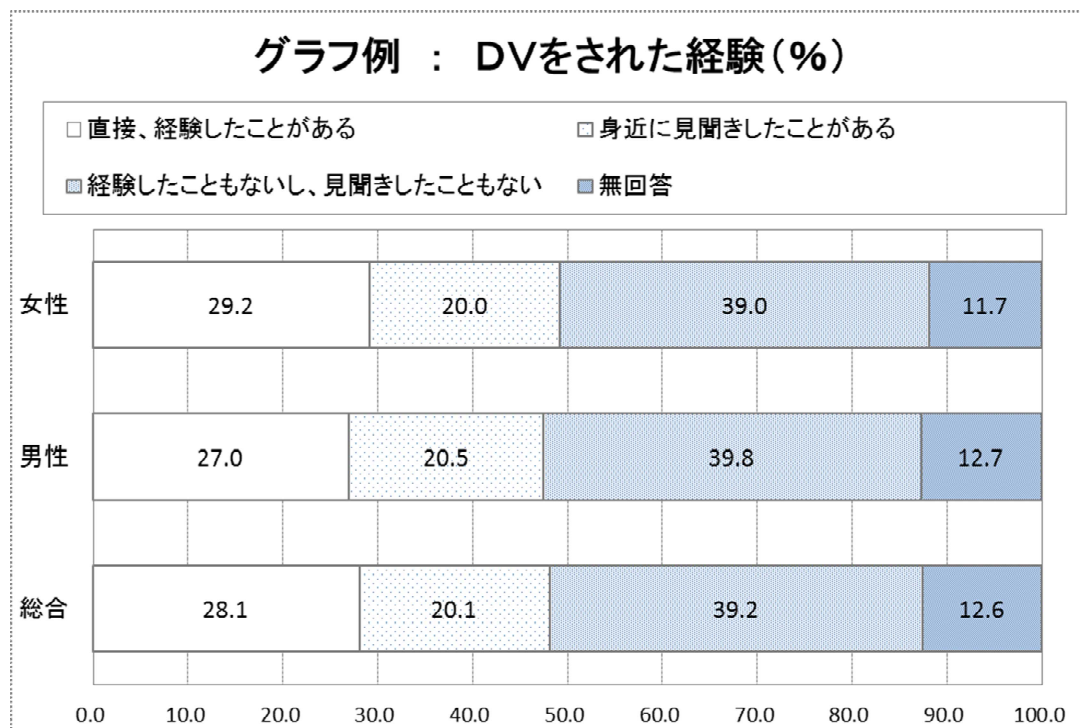
平成〇年度の相談件数は、〇件であり、年々その数は増加しています。

- ・平成〇年度に実施した住民アンケート調査の結果では、配偶者や恋人から暴力等をされた経験があるかという問に対し、〇割以上の人が「直接、経験したことがある」と答えています。
- ・配偶者や恋人など親しい関係にある者からの暴力は、個人的な問題として捉えられる側面があり、被害が潜在化する傾向にあることから、被害者の救済を困難にしています。アンケート調査の結果でも、男性で〇割以上、女性で〇割以上の方がDV行為について「誰(どこ)にも相談しなかった」と答えています。
- ・こうしたことから、DVをはじめとする暴力を許さない地域社会をつくるための意識啓発を進めるとともに、暴力に遭った被害者の相談・保護や自立支援に、庁内関係課や関係機関・団体が連携して取り組む、そうした被害者支援体制を整備することが重要です。

などの記載が考えられます。

- アンケート調査結果を活用するなど、できる限りデータを用いた説明があるとよいと思われれます。

(データ・グラフ例)



【施策と具体的な取組】

①施策1：DVに関する意識啓発の充実

【記載例】 DV被害の未然防止のため、様々な機会を利用して、DVに関する住民の理解と協力が得られるよう啓発に努めます。

(具体的な取組)

取組項目	内 容	所管課
ポスターやリーフレットの作成・配布		
自治体の広報紙等の活用		
ホームページ掲載		
各種セミナー、出前講座開催		
意識調査、実態把握調査の実施		
若年層に対する学校等における予防教育（デートDVの啓発）		
人権教育の推進		
教員等指導者への人権教育に関する研修機会の提供		

②施策2：相談体制の充実

【記載例】 市町村の窓口はもちろんのこと、その他の相談できる窓口を広く広報するとともに、窓口での対応のばらつきや、二次的被害を受けることがないように、職員のスキルアップに努めます。

(具体的な取組)

取組項目	内 容	所管課
相談窓口の周知（相談窓口の充実・相談体制の充実）		
相談を受けた場合の対応（被害者に対する適切な各種情報の提供）		
被害者のプライバシーへの配慮		
相談対応・自立支援マニュアルの作成		
相談共通シートの導入やワンストップサービスの実施		
職務関係者（職員を含む）による配慮・研修及び啓発		
無料法律相談、無料人権相談の活用		
配偶者暴力相談支援センターの設置		

③施策3：被害者の安全確保

【記載例】 安全確保を最優先に、緊急の場合などの対応方法をあらかじめ決めておきます。

(具体的な取組)

取組項目	内 容	所管課
緊急避難先の確保		
一時保護所までの同行支援		
緊急援護費支給制度の活用		
警察との連携強化		
保護命令等に関する情報提供及び手続き等の支援		
情報管理の徹底		

④施策4：被害者の自立支援

【記載例】 被害者に必要な支援制度には、市(町村)の福祉、住宅、教育等の窓口が所管しているものが多いことから、それぞれの窓口が連携しながら、制度に関する情報提供や手続きの支援を行います。

特に、暴力の連鎖を食い止めるため、子どもへの支援にも努めます。

(具体的な取組)

取組項目	内 容	所管課
諸手続等への同行支援		
被害者に係る情報の保護(住民基本台帳)		
福祉施策による支援及び情報提供(生活保護、医療保険、児童扶養手当、年金、母子生活支援施設等)		
自立に向けた生活支援(就業、住宅)		
子どもの発育に応じたケア(就学、保育所)		
被害者に対する医学的または心理学的な援助		
保護命令制度の活用		
公営住宅への優先入居等の検討		

⑤施策5：DV被害者支援体制の構築

【記載例】 DVの予防から被害者の自立支援に至るまでの切れ目のない取組のため、市(町村)を中心とした地域での見守り・支援のネットワークの構築等に努めます。

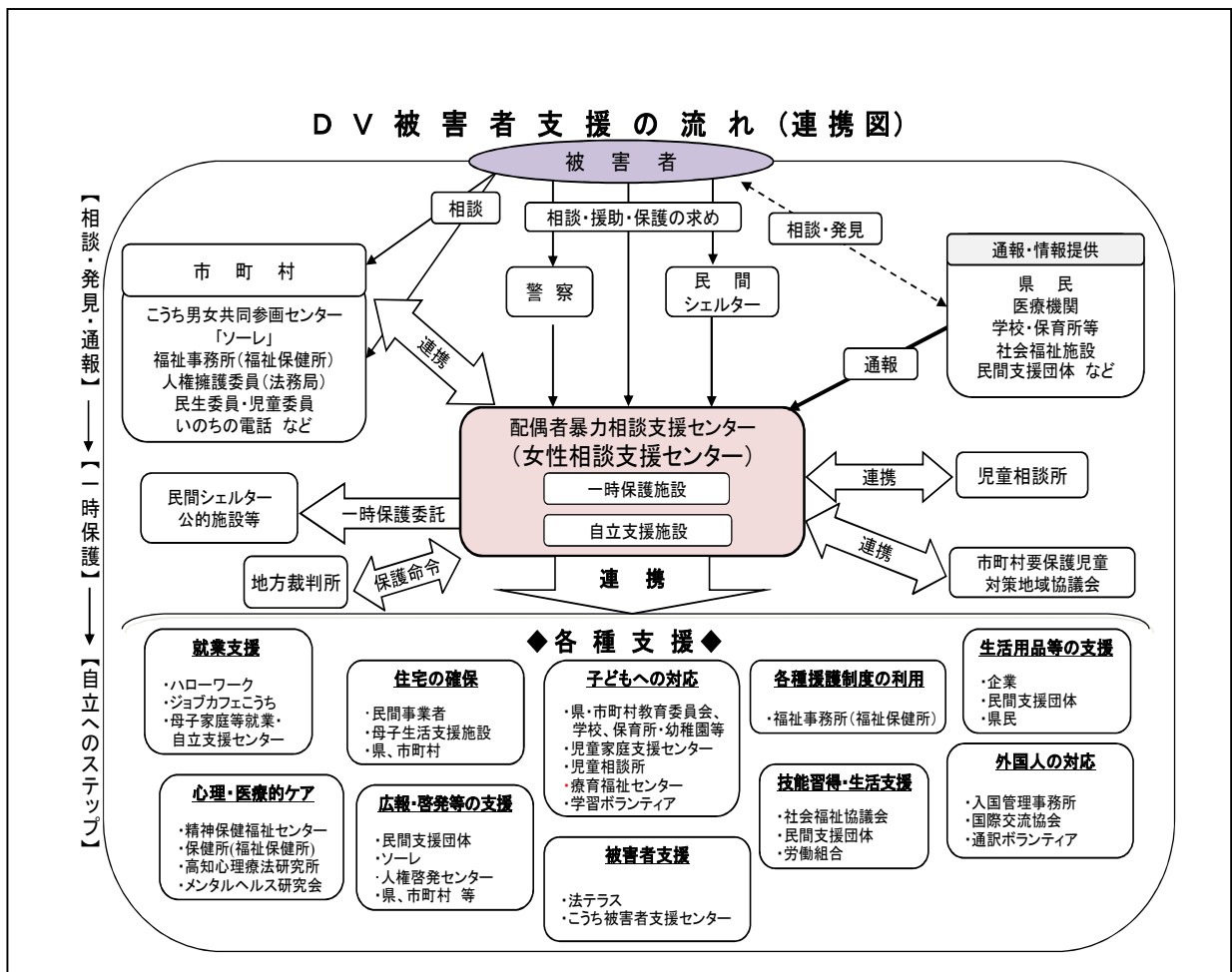
(具体的な取組)

取組項目	内 容	所管課
庁内の体制整備		
関係部署・機関によるケース検討会議の開催		
地域での見守り体制の整備 (DV防止ネットワークの構築) 警察、福祉事務所、医師会、地方法務局、公共職業安定所、民間シェルター、民生委員・児童委員協議会、児童相談所、配偶者暴力相談支援センター等との連携		
被害者の事情説明にかかわる負担軽減と二次被害防止のための、相談共通シートの導入		
民間支援団体に対する援助等		

【連携図】

DV被害者支援の流れを、連携図に整理しましょう。

以下は、県の連携図ですので、これを参考に、DV被害者を地域で見守っていける連携体制を構築してください。



資料編：各種作業事例、データの出所等

(目次)

1. 住民意識調査の方法	1
2. 各課との意見調整	11
3. 住民への広報	14
4. 基礎資料の収集及び整理	15
5. 指標の設定	23

1. 住民意識調査の方法

○調査の概要

調査にかかる基本的な作業は、以下のとおりです。

- 調査対象者の選定（住民基本台帳または選挙人名簿から無作為抽出等）
- 調査票の設計
- 調査票の配布・回収（郵送、直接回収等）
- 回収した調査票の整理・集計・分析（単純集計、男女別・年齢別クロス集計等）

作業の一部（対象者の抽出、発送・入力作業）を地域の女性グループ等男女共同参画に関係する活動団体に委託することも考えられます。

○調査票の作成

調査票は、回答者に対して多大な負担とならないよう必要最小限の質問項目（回収率を高めるため）とし、用語説明を交えてわかりやすい表現でA4版5～6ページ程度にまとめます。

（調査の内容については「調査票（案）」を参照）

* 質問は、回答者の誤解や記入ミスが発生しないように、表現を強調したい箇所や誤解されそうな箇所は、アンダーラインやゴシック体の活字を用いる。

* 副問に対し、該当しない人が答えないように、→印や注書で指示を与えるなど工夫を施す。

* 調査票以外に、回答者に調査の趣旨や回収に関する注意事項について理解してもらうために調査協力依頼状を別途作成する。

依頼状の構成：年月、調査実施者の名称、調査の趣旨と協力をお願い、回収に関する注意事項（回収方法、回収期限）、個人情報の取り扱いの説明、問い合わせ先等

○調査対象者の抽出方法

調査対象者は、通常無作為に抽出します。

抽出の方法は、「系統抽出法」が一般的で、1番目の標本のみを乱数によって決定し、2番目以降の標本は一定の間隔（抽出間隔）ごとに選んでいきます。

抽出間隔は、母集団を標本数で割った数です。

（例）母集団 6,000 人、標本数 1,000 人の場合： $6,000 \div 1,000 = 6$

○抽出標本数

調査結果の分析に当たっての標本数は少なくとも100は必要です。このため、回収率等を考慮し、逆算して抽出する標本数を決めます。

抽出標本数：100(分析に必要な標本数)÷20%(回収率20%と想定)＝500(最低限必要な数)

さらに、男女別の2区分で分析する場合は、1区分500×2区分＝1,000以上抽出する必要があります。

標本数を確保するため、調査票の回収率を上げる工夫が必要です。直接回収することが難しい場合は(郵送法の場合)、広報による調査への協力の呼びかけや、景品等の意識付けも効果的です。

◇住民意識調査の依頼状（案）

平成〇年〇月

〇〇長 〇〇 〇〇

〇〇町男女共同参画社会に関する住民意識調査

—ご協力をお願い—

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、〇〇町では現在、「男女共同参画計画」の策定作業を進めております。

この計画は、男女が平等な立場で共に尊重し、協力しあいながら、その個性と能力を存分に発揮できる「男女共同参画社会」の実現に向けた取組を総合的かつ計画的に推進する観点から策定されるものです。

したがって、計画策定に際しては、可能なかぎり住民の方々のご意見、ご意向をお伺いし、計画に反映させるように努めております。

このアンケート調査（住民意識調査）では、住民基本台帳から20歳以上の〇〇名の方々を無作為に選び、ご協力をお願いするものです。

お忙しいところ恐れ入りますが、趣旨をご理解の上、ぜひご協力下さるようお願い申し上げます。

ご記入いただきました調査票は、同封の返信用封筒に入れ、 月 日までに必ずご返送下さいますようお願いいたします。

ご回答いただきました内容は、統計的に処理した上で、計画策定作業に活用させていただきますが、他の目的に使用することはありませんので、ありのままをご記入ください。

[記入上の注意]

1. 当てはまる番号・記号に○印を付けるか、または必要なことをご記入下さい。
2. この調査に関するお問い合わせは、下記をお願いいたします。

〇〇町〇〇課 (TEL) 〇〇-〇〇〇〇 (直通)

(2) 職場生活	1	2	3	4	5	6
(3) 学校教育	1	2	3	4	5	6
(4) 法律や制度の上	1	2	3	4	5	6
(5) 社会通念・慣習 ・しきたり	1	2	3	4	5	6
(6) 政治の場	1	2	3	4	5	6

問2. 従来の女性と男性の役割や固定的に考える意識について、どう思いますか。それぞれ当てはまる番号1つに○印をつけてください。

	賛成	やや賛成	やや反対	反対	わからない
(1) 男は仕事、女は家庭	1	2	3	4	5
(2) 男は主、女は従	1	2	3	4	5
(3) 男はたくましく、 女はやさしく	1	2	3	4	5

3. 家庭や仕事のことについて、おうかがいします。

問3. 仕事と家庭のバランスについて、「望ましい生き方」と「現実の生き方」それぞれ当てはまる番号1つに○印をつけてください。

	仕事専念型	仕事優先型	両立型	家庭優先型	家庭専念型
(1) 望ましい生き方	1	2	3	4	5
(2) 現実の生き方	1	2	3	4	5

問4. あなたの1日の労働時間(有償で働いている時間)平均して何時間になりますか。()内に時間数をご記入下さい。

平均()時間

問5. あなたは、家事(炊事、洗濯、掃除、買い物等)、育児、介護など家庭生活に関連した仕事は1日平均どれくらいの時間をあてていますか。()内に時間数をご記入下さい。

平均()時間

問6. (配偶者がいる方のみ) 家庭での役割分担について、実際に夫婦のどちらが役割を担っていますか。それぞれ当てはまる番号1つに○印をつけてください。

	不平等とは思わない	不平等と思う	わからない
学級委員の選出で性別による役割分担がある。	1	2	3
女子は文化系、男子は理科系の進学を勧められる。	1	2	3
女性は家庭的な役割を割り当てられる。	1	2	3
男らしく、女らしく振る舞うように言われる。	1	2	3
女子は赤、男子は青等の色分けがある。	1	2	3
名簿は男女で分け、男子・女子の順番になっている。	1	2	3

5. 老後の生活のことについて、おうかがいします。

問 10. あなたは自分の老後の生活についてどう考えていますか。当てはまる番号 1 つに○印をつけてください。

1. 不安がある。 →問 10-1 へお進みください。
2. 不安がない。
3. あまり考えたことがない。

問 10-1. (前設問で「1. 不安がある」と答えた方のみ) 不安の内容はどんなことですか。あてはまる番号すべてに○印をつけてください。

1. 生活費など収入のこと
2. 配偶者に先立たれること
3. 健康のこと
4. 面倒をみてくれる身寄りがいないこと
5. 家の跡継ぎがいないこと
6. 自分を理解してくれる話し相手がないこと
7. 老後の住まいのこと
8. 適当な趣味や仕事がないこと
9. 近くに適当な介護施設がないこと
10. その他 (具体的に:)

6. 社会参加について、おうかがいします。

問 11. あなたは現在、どのような社会活動に参加していますか。当てはまる番号すべてに○印をつけてください。

1. 自治会などの地域活動
2. PTAなど学校関係の活動
3. 趣味・教養やスポーツの活動
8. ボランティア活動
4. 審議会や委員会など行政関係の活動
5. 老人クラブや青年団などの団体活動
6. 参加していない →問 11-1 へお進みください。
7. その他 (具体的に:)

問 11-1. (前設問で「6. 参加していない」と答えた方のみ) 社会活動に参加していない理由は何ですか。あてはまる番号すべてに○印をつけてください。

1. 仕事が忙しい。
2. 家庭のことが忙しい。
3. 参加するきっかけがない。
4. 配偶者や家族の理解がない。
5. 参加するのに必要な情報がない。
6. 自分の性格に合わない。
7. 活動する仲間や場所がない。
8. 興味がない。
9. 経済的に余裕がない。
10. その他 (具体的に:)

7. ドメスティック・バイオレンスについて、おうかがいします。

問 12. あなたは、配偶者や恋人があなたに対して、次のようなことをした場合、それを暴力だと思いますか。あなたの気持ちに最も近い番号 (1~3) に1つだけ○印をつけてください。

	どんな場合も暴力に当たると思う	暴力の場合とそうでない場合がある	暴力に当たらないと思わない
(ア) 骨折させる。	1	2	3
(イ) 打ち身や切り傷などのケガをさせる。	1	2	3
(ウ) 刃物などを突きつけて、おどす。	1	2	3
(エ) 身体を傷つける可能性のある物で、なぐる。	1	2	3
(オ) 突き飛ばしたり、壁にたたきつけたりする。	1	2	3
(カ) 平手でぶつ、足でける。	1	2	3
(キ) 物を投げつける。	1	2	3
(ク) なぐるふりをしておどす。	1	2	3
(ケ) ドアをけったり、壁に物を投げて、おどす。	1	2	3
(コ) いやがるのに、性的な行為を強制する。	1	2	3
(サ) 見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる。	1	2	3
(シ) 何を言っても、長時間無視し続ける。	1	2	3
(ス) 交友関係や携帯電話、メール、郵便物等を細かく監視する。	1	2	3
(セ) 「誰のおかげで生活できるのか」などと言う。	1	2	3
(ソ) 生活費を渡さない。	1	2	3
(タ) 大声でどなる。	1	2	3

問 12-1. 上記のようなことを あなたは経験したり、見聞きしたことがありますか。

1. 直接、経験したことがある。 →問 12-2、12-3 へお進みください。
2. 身近に見聞きしたことがある。 →問 13 へお進みください。
3. 経験したこともないし、見聞きしたこともない。 →問 13 へお進みください。

問 12-2. あなたは、あなたの配偶者や恋人に（から）、次のようなことをしたこと、またはされたことはありますか。あてはまる番号（1～4）に○印をつけてください。

	した		された	
	何 度 も し た	1, 2 度 し た	何 度 も さ れ た	1, 2 度 さ れ た
(ア) 骨折させる。	1	2	3	4
(イ) 打ち身や切り傷などのケガをさせる。	1	2	3	4
(ウ) 刃物などを突きつけて、おどす。	1	2	3	4
(エ) 身体を傷つける可能性のある物で、なぐる。	1	2	3	4
(オ) 突き飛ばしたり、壁にたたきつけたりする。	1	2	3	4
(カ) 平手でぶつ、足でける。	1	2	3	4
(キ) 物を投げつける。	1	2	3	4
(ク) なぐるふりをしておどす。	1	2	3	4
(ケ) ドアをけったり、壁に物を投げて、おどす。	1	2	3	4
(コ) いやがるのに、性的な行為を強制する。	1	2	3	4
(サ) 見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる。	1	2	3	4
(シ) 何を言っても、長時間無視し続ける。	1	2	3	4
(ス) 交友関係や携帯電話、メール、郵便物等を細かく監視する。	1	2	3	4
(セ) 「誰のおかげで生活できるのか」などと言う。	1	2	3	4
(ソ) 生活費を渡さない。	1	2	3	4
(タ) 大声でどなる。	1	2	3	4
(チ) その他（具体的に)	1	2	3	4

*ドメスティック・バイオレンスとは

夫や恋人など、親しい間柄にあるパートナーから振るわれる暴力・虐待のこと、殴る、蹴るなどの身体的暴力のみならず、侮辱する、脅迫する、他者とのコミュニケーションを遮断して孤立させるなどの心理的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、性関係を強要するなどの性的暴力などが含まれます。

問 12-3. あなたは、そのことについて誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか。
あてはまるものに○印をつけてください。(○印はいくつでも)

1. ご自分の家族・親せき
2. ご自分の友人・知人
3. 警察
4. 法務局・人権擁護委員・民生委員
5. 市町村役場・福祉事務所
6. 県庁
7. 女性相談支援センター(配偶者暴力相談支援センター)
8. こうち男女共同参画センター「ソーレ」
9. 裁判所・法テラス
10. 医療関係者(医師、歯科医師、看護師など)
11. 民間の機関(弁護士会、民間シェルターなど)
12. その他(具体的に)
13. どこ(だれ)にも相談しなかった。

8. 男女共同参画社会づくりについて、おうかがいします。

問 13. あなたは、男女共同参画社会を実現するために、どのようなことに力を入れていくべき
だと思いますか。当てはまる番号すべてに○印をつけてください。

1. 政策決定・意思決定の場への女性の登用
2. 学校教育や社会教育の場で男女平等や相互理解についての学習を充実する。
3. 女性の社会参加、自立支援の充実
4. 男性がもっと積極的に地域社会の活動や家庭生活に参加する。
5. 女性リーダーを育成する研修機会を増やす。
6. 男女平等や相互理解についての広報活動を充実する。
7. 育児・保育・学童保育の充実
8. 高齢者・障害者のための介護サービスの充実
9. 女性及び男性のための相談機関・窓口の充実
10. わからない／特になし
11. その他(具体的に :)

問 14. 最後に、「男女共同参画社会」の実現に向けて、あなたのご意見、ご感想などがありま
したら、ご自由にお書き下さい。

*貴重なご意見をありがとうございました。

2. 各課との意見調整

◇計画の取組照会（依頼シート案）

平成〇年〇月〇日

各所属長 様

担当課長〇〇

男女共同参画計画策定にかかる各課調査について（依頼）

日ごろは、あらゆる人権問題の解決に、ご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、今回、策定することとしている男女共同参画計画では、行政が実施する事業の中で、現在までにすでに事業として実施されているもののほかに、既存事業のうち男女共同参画の視点から見直して拡充していく必要がある事業、また男女共同参画社会を実現するために不可欠な新しい事業を各課において検討していただき、全庁的な取組としてこの計画をとりまとめたかと考えています。

つきましては、別紙記入様式（添付ファイル）に、各課における男女共同参画に関する施策・事業を記入の上、添付して返信してください。

なお、記入していただいた「行政施策・事業」をもとに、後日、担当課・係でヒアリングをさせていただきます。お伺いする日時は、あらかじめ相談させていただきます。

また、該当がない場合も、その旨をお知らせ願います。

[提出期限] 平成〇年〇月〇日（〇） : 期限厳守

※各分野における現状把握や行政施策・事業に関連する資料があれば、ご提供ください。

施策の内容	事業の内容	事業の対象	区 分

4. 関連資料リスト

例) 業務資料：女性団体リスト、業務統計：女性の管理職比率、計画書類：母子保健福祉計画など

3. 住民への広報

◇広報1案：男女共同参画計画策定の表明

男女共同参画社会をめざして

○男女共同参画社会とは

男女共同参画社会ってなに？あまり、普段聞き慣れない言葉ですが、わかりやすく言うと「男女が家庭、学校、地域社会などの場において、対等な立場でともに責任を担い、各人の個性と能力を存分に発揮できる社会」のことです。

私たちが今住んでいる社会は、男女があらゆる場所において対等でしょうか？また、地域に住む女性や男性がその個性や能力を十分発揮できているでしょうか？

男女共同参画社会の意味から照らし合わせて、今の地域社会を見たときに、「女（男）とはこういうものだ」という通念や「男性は仕事、女性は家庭」というような固定的な役割分担がまだまだ根強く残っています。

男女共同参画社会を実現するためには、このような固定的な役割分担などを見直し、男女がともに多様な生き方を選択できるよう、お互いに尊重しあうことが大切です。

*イメージイラストがある方が分かりやすい。

〇〇町では、順次広報を通じて男女共同参画社会に関わる様々な課題や視点をお知らせしていきますので、男女共同参画社会の実現に向けて共に考えていきましょう。

○住民の幅広い意見を募集します（アンケート調査実施のお知らせ）

〇〇町では、今年度中に策定する男女共同参画計画に、幅広く住民の意見を反映させるために、〇月から〇月にかけて町民を対象としたアンケート調査を実施します。

このアンケート調査では、1,000名の方々を無作為に選び、ご協力をお願いすることになっています。アンケートの対象者となった市民の皆様におかれましては、お忙しいところ大変恐れ入りますが、趣旨をご理解の上、ぜひご協力下さいますようお願いいたします。

4. 基礎資料の収集及び整理

◇統計資料・データ収集の視点例

1. 人口

■社会を形づくる人口構造、出生・死亡の状況

2. 家庭

■ライフサイクルの変化、家族形態の変化

3. 労働

- 男女雇用機会均等法の影響
- 第一次産業における女性の労働状況
- 常用以外の雇用の実態
- アンペイドワークの実態
- 男性の育児休業取得

4. 教育・学習

- 男女平等教育への取組
- 教える側の男女平等
- 親の教育観と性差意識

5. 健康・医療

- 母子保健の状況（女性の妊娠・出産）、男女の健康管理
- 性に関する問題

6. 福祉・社会保障

- 子どもを産み育てやすい環境の整備状況（子育て支援）
- ひとり親世帯への支援状況

7. 高齢社会

- 高齢女性・男性が抱えている生活の問題点の把握（要支援・要介護）

8. 犯罪・安全

- 性犯罪の発生状況
- ドメスティック・バイオレンスの被害状況

9. 意思決定への参画と社会的活動

- 市町村における女性の社会参画状況（議員・管理職・委員等）
- 女性団体・男性団体の活動状況

10. 男女共同参画社会に対する意識

- 性別役割分業意識
- 男女間の意識の違い

なお、男女共同参画の視点による統計資料・データについては、高知県男女共同参画センター「ソール」のHP「データ集」に以下の資料・データを掲載しています。

<http://www.sole-kochi.or.jp/jyoho/station/datamenu.htm>

制度情報

女性問題用語（内閣府男女共同参画局へリンク）

女性施策年表

条約・勧告

男女共同参画の視点に立った「広報作成の手引き」[PDF]

データから見る高知の女性[PDF]

「ソール！ひまわりプログラム」データ集

データで見るこうちの男女共同参画

◇市町村におけるデータ収集項目（データ出所集）

＜資料収集項目＞

統計資料（人口、労働、教育・学習、保健・福祉、意志決定への参画と社会的活動）

国、県、市町村の関連計画・関連情報（法律・制度、計画）

男女共同参画社会形成に関わる年表（世界、国、県、市町村）

分野	データ収集項目	データの有無			資料名・出所先等
		市町村	県	国	
1. 人口	・総人口の推移	○	○	○	総務庁統計局「国勢調査報告」
1) 人口構造	・男女別人口の推移	○	○	○	総務庁統計局「国勢調査報告」
	・男女別年齢別人口	○	○	○	総務庁統計局「国勢調査報告」
2. 家庭	・世帯数の推移	○	○	○	総務庁統計局「国勢調査報告」
1) 世帯	・一世帯当たり人員の推移	○	○	○	総務庁統計局「国勢調査報告」
	・単独世帯の割合	○	○	○	総務庁統計局「国勢調査報告」
2) 結婚	・婚姻・離婚件数の推移	○	○	○	厚生省大臣官房統計情報部「人口動態統計」、高知県健康福祉部「健康福祉行政の概要」、高知県衛生研究所資料
	・婚姻率と離婚率	○	○	○	厚生省大臣官房統計情報部「人口動態統計」、高知県健康福祉部「健康福祉行政の概要」、高知県衛生研究所資料
	・未婚率（男女別）	○	○	○	総務庁統計局「国勢調査報告」
	・平均初婚年齢（男女別）	○	○	○	厚生省大臣官房統計情報部「人口動態統計」、高知県衛生研究所資料
	・離婚者の年齢別割合（男女別）	○	○	○	厚生省大臣官房統計情報部「人口動態統計」、高知県衛生研究所資料
3. 労働	・労働力人口及び労働力率（男女別）	○	○	○	総務庁統計局「国勢調査報告」
1) 労働の基本指標	・就業者数の推移（男女別）	○	○	○	総務庁統計局「国勢調査報告」

分野	データ収集項目	データの有無			資料名・出所先等
		市町村	県	国	
	・女性労働者の従業上の地位別構成比	○	○	○	総務庁統計局「国勢調査報告」
	・産業別就業者の推移(男女別)	○	○	○	総務庁統計局「国勢調査報告」
2) 女性雇用者の状況	・常用労働者の1人平均月間現金給与額(男女別)		○		高知県資料
① 労働条件	・職場におけるセクシュアルハラスメントの状況		○		高知県資料
	・育児休業制度規定の有無		○		高知県資料
	・出産者、育児休業制度の利用状況(男女別)		○		高知県資料
	・介護休業制度の規定の有無		○		高知県資料
	・介護休業制度利用状況(男女別)		○		高知県資料
	・労働時間数(男女別)		○		労働大臣官房政策調査部「毎月勤労統計調査年報」、高知県企画部統計課「毎月勤労統計調査地方調査年報」
② 働移動	・相談内容別労働相談件数(男女別)		○		高知県資料
	・失業率(男女別)	○	○	○	総務庁統計局「国勢調査報告」
	・転職希望者数(男女別)		○	○	総務庁統計局「就業構造基本調査報告」
3) 農林漁業における女性の状況	・農業就業人口に占める女性の割合	○	○	○	総務庁統計局「国勢調査報告」
① 農業	・女性の年代別農業就業人口と割合	○	○	○	総務庁統計局「国勢調査報告」
	・家族経営協定の実施率	○	○		高知県資料

分野	データ収集項目	データの有無			資料名・出所先等
		市町村	県	国	
	・農村女性の組織活動の状況	○			市町村資料
②漁業	・漁業就業人口に占める女性の割合	○	○	○	総務庁統計局「国勢調査報告」
	・女性の年代別漁業就業人口と割合	○	○	○	総務庁統計局「国勢調査報告」
③林業	・林業就業人口に占める女性の割合	○	○	○	総務庁統計局「国勢調査報告」
	・女性の年代別林業就業人口と割合	○	○	○	総務庁統計局「国勢調査報告」
4) 自営業及び家族従事者の状況	・女性自営業者の割合	○	○	○	総務庁統計局「国勢調査報告」
	・女性家族従事者の割合	○	○	○	総務庁統計局「国勢調査報告」
5) 常用以外の雇用の実態	・パートタイマーに占める女性の割合		○	○	総務庁統計局「就業構造基本調査報告」
	・産業別女性のパートタイム労働者数		○	○	総務庁統計局「就業構造基本調査報告」
6) アンペイドワーク	・アンペイドワーク時間		○	○	総務庁統計局「社会生活基本調査報告」
	・家事時間		○	○	総務庁統計局「社会生活基本調査報告」
	・仕事時間		○	○	総務庁統計局「社会生活基本調査報告」
	・アンペイドワーク年間総額		○	○	総務庁統計局「社会生活基本調査報告」
	・アンペイドワーク活動別総平均時間と行動者平均時間		○	○	総務庁統計局「社会生活基本調査報告」
4. 教育・学習	・保育所数	○	○		高知県資料、市町村資料
1) 学校教育の状況	・保育士の職員数（男女別）	○	○		高知県資料、市町村資料
①保育所	・幼稚園数	○	○	○	文部省「学校基本調査報告書」

分野	データ収集項目	データの有無			資料名・出所先等
		市町村	県	国	
②幼稚園	・園児数（男女別）	○	○	○	文部省「学校基本調査報告書」
	・保育士の職員数（男女別）	○	○	○	文部省「学校基本調査報告書」
③小学校・中学校	・学校数	○	○	○	文部省「学校基本調査報告書」
	・児童生徒数（男女別）	○	○	○	文部省「学校基本調査報告書」
	・混合名簿の実施率	○	○	○	高知県教育委員会資料、市町村教育委員会資料
	・女性教員の割合の推移	○	○	○	文部省「学校基本調査報告書」
	・女性管理職の割合	○	○	○	文部省「学校基本調査報告書」
	・中学校卒業後の進学・就職状況（男女別）	○	○	○	文部省「学校基本調査報告書」
2) 社会教育	・女性問題をテーマとした講座の開催状況・参加状況（男女別）	○			市町村教育委員会資料
①女性の学習機会	・婦人学級・講座・諸集会開設数	○			市町村教育委員会資料
②家庭教育	・家庭教育学級の開設数	○			市町村教育委員会資料
③社会教育全般における女性の参加状況	・テーマ別社会教育講座受講者数（男女別）	○			市町村教育委員会資料
5. 健康・医療	・出生率と出生数（有配偶別）	○	○	○	人口動態統計
1) 母子保健	・母親の年齢別出生率の推移	○	○	○	人口動態統計
	・妊産婦死亡率（年齢別）	○	○	○	人口動態統計
	・人工妊娠中絶率の推移（年齢別）	○	○	○	母体保護統計、健康福祉統計年報
	・乳児・新生児死亡率	○	○	○	人口動態統計
2) 健康管理	・死亡率と死因（男女別）	○	○		高知県衛生研究所資料
	・不慮の事故、自殺（男女別）	○	○		高知県衛生研究所資料

分野	データ収集項目	データの有無			資料名・出所先等
		市町村	県	国	
	・生活習慣病による死亡率（男女別）	○	○		高知県衛生研究所資料
	・がんの部位別死亡率の推移（男女別）	○	○		高知県衛生研究所資料
3) 性に関する問題	*若年層人工中絶実態調査		○		高知県調査
6. 福祉・社会保障	・障害児保育事業	○	○		高知県資料、市町村資料
1) 子育て支援	・延長保育事業	○	○		高知県資料、市町村資料
①特別保育	・その他各種保育事業	○	○		高知県資料、市町村資料
	・学童保育事業	○	○		高知県資料、市町村資料
2) 母子家庭対策	・母子世帯数（市町村別）	○	○	○	総務庁統計局「国勢調査報告」
①母子・父子家庭の状況	・父子世帯数（市町村別）	○	○	○	総務庁統計局「国勢調査報告」
②母子・父子福祉対策事業	・母子家庭対策事業の実施状況	○	○		高知県資料、市町村資料
	・父子家庭対策事業の実施状況	○	○		高知県資料、市町村資料
7. 高齢社会	・高齢者人口（男女別）	○	○	○	総務庁統計局「国勢調査報告」
①高齢化の進展状況	・高齢者世帯（世帯構成別）	○	○	○	総務庁統計局「国勢調査報告」
②高齢者の生活	・主要疾患（男女別）	○	○		高知県衛生研究所資料
	・要介護者数	○	○		高知県資料、市町村資料
8. 犯罪・安全	・女性の被害状況		○		高知県警察本部生活安全部生活安全企画課「犯罪統計書」
1) 犯罪の動向	・刑法犯検挙人員（男女別）		○		高知県警察本部生活安全部生活安全企画課「犯罪統計書」
	・刑法犯被疑者の年齢・性別検挙人員		○		高知県警察本部生活安全部生活安全企画課「犯罪統計書」
	・ストーカー、レイプの		○		高知県警察本部生活安全部生活

分野	データ収集項目	データの有無			資料名・出所先等
		市町村	県	国	
		発生状況			
2) 家庭内の女性への暴力	・パートナーに対する暴力について見聞きした経験		○		高知県調査
	・パートナーからの暴力についての相談先		○		高知県調査
9. 意思決定への参画と社会的活動	・国政、県政選挙における投票率(男女別)	○	○		選挙管理委員会資料
1) 政策・方針決定過程への参画	・市町村議会議員選挙における投票率(男女別)	○	○		高知県選挙管理委員会資料
① 選挙と投票(市町村別)	・市町村議会議員選挙における女性立候補者数	○	○	○	高知県選挙管理委員会資料
② 女性の登用状況	・市町村議会における女性議員の割合	○	○		高知県資料、市町村資料
	・行政委員会等における女性の任用率	○	○		高知県資料、市町村資料
2) 女性団体の活動	・女性のボランティア活動の分野別活動者数	○	○		高知県NPOセンター資料
10. 男女共同参画社会に対する意識	・現実の役割分担と満足度(男女別)		○		高知県調査
1) 家庭生活	・子どもの育て方(男女別)		○		高知県調査
	・家庭での意思決定(男女別)		○		高知県調査
2) 社会活動	・社会活への関わり方(男女別)		○		高知県調査
	・法律や制度への周知度(男女別)		○		高知県調査
	・男女共同参画社会実現への条件づくり(男女別)		○		高知県調査

	別)				
DV関係参照先					
DV防止法・国の基本方針・DV対策関連通知等・他都道府県の市町村基本計画	http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.html				
第2次「高知県DV被害者支援計画」	http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141601/danzyo-index.html				

5. 指標の設定

施策の達成度を、客観的に示すために、関係する指標を設定します。

指標については、体系の小項目毎に設定することが望ましく、ワーキンググループ等で調整しながら、個別の指標について検討していきます。

担当事務局で、一括して指標の案を示すのは、困難ですから、関係各課が指標の案を持ち寄り、検討を進めることが効果的です。

○指標の目標値等

県における指標の目標値等の説明は以下のようにしています。

- ・目標値：県行政の努力目標としての数値
県がその項目について、施策としてあるいは補助金等の投入により政策誘導し推進するもの
- ・期待値：達成が期待される数値
県がその項目について直接施策等を推進するものではないが、県行政の男女共同参画社会形成に向けた取組みのなかで、市町村や県民の理解が深まり、結果として達成が期待されるもの
- ・モニタリング指標：現時点での状況を示す指標
目標値や期待値を設定できないが、男女共同参画の状況を表す指標として毎年その状況を把握し公表するもの

○指標の表示

指標についての記載は、以下のように表形式が見やすくなります。

【No】項目	H24現状値	H29目標（期待）値	
【○】○○○○	××%	××%	→ 目標値
【○】○○○○	××%	(××%)	→ 期待値
【○】○○○○	××%	— (モニタリング値)	→ モニタリング指数